

議会運営委員会

日 時 令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）午 時 分～
場 所 全員協議会室

1 議事日程

諸報告

第 1 第 2 3 号議案から第 3 2 号議案（提案理由説明、質疑、付託）

第 2 第 1 号議案から第 3 2 号議案（委員長報告～表決）

第 3 第 3 3 号議案（提案理由説明、質疑、表決）

第 4 議第 1 号議案（討論、表決）

第 5 議員の派遣について（表決）

◎委員会審査報告書、議員提案議案はサイドボックスに格納

2 討論順序について【別紙No. 1】

3 採決順序について【別紙No. 2】

4 その他

○本会議再開時刻



令和6年12月20日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

総務文教常任委員長 小林 仁

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、亀岡市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	議決結果	摘 要
1	令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）	可 決	
6	亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	//	
7	亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の制定について	//	
9	ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について	//	
10	亀岡市穂田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について	//	
11	亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について	//	
12	亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について	//	
13	亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について	//	
14	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について	//	
22	財産の取得について	//	
23	令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）	//	

議案番号	件名	議決結果	摘要
30	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	
31	亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	//	
32	亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	//	



令和6年12月20日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

環境市民厚生常任委員長 大石 慶明

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、亀岡市議会会議規則第110条及び第143条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	議決結果	摘 要
1	令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）	可 決	
2	令和6年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	//	
5	令和6年度亀岡市病院事業会計補正予算（第1号）	//	
8	かめおか乳幼児教育センター条例の制定について	//	
15	ふれあいプラザに係る指定管理者の指定について	//	
23	令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）	//	
24	令和6年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	//	
25	令和6年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	//	
26	令和6年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	//	
29	令和6年度亀岡市病院事業会計補正予算（第2号）	//	



令和6年12月20日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

産業建設常任委員長 林 徹司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、亀岡市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	議決結果	摘要
1	令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）	可決	
3	令和6年度亀岡市水道事業会計補正予算（第2号）	//	
4	令和6年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第1号）	//	
16	亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定について	//	
17	亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定について	//	
18	亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定について	//	
19	亀岡市都市公園（42箇所）に係る指定管理者の指定について	//	
20	亀岡市保津川水辺公園に係る指定管理者の指定について	//	
21	財産の無償譲渡について	//	
27	令和6年度亀岡市水道事業会計補正予算（第3号）	//	
28	令和6年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第2号）	//	

令和6年12月20日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

発議者	福井 英昭
	平本 英久
	木村 勲
	三上 泉
	山本由美子
	竹内 博士

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議
会議規則第14条の規定により提出します。

議第 1 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年
亀岡市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31 年亀岡市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「12 月に支給する場合においては 100 分の
170」を「12 月に支給する場合においては 100 分の
175」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の
172.5」に、「100 分の 175」を「100 分の
172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適
用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行す
る。

（期末手当の内払）

- 2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等
に関する条例の規定に基づいて、令和 6 年 12 月 1 日からこの条
例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例
による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

例の規定による期末手当の内払とみなす。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表(第1条改正)

現行	改正後(案)
(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、<u>12月に支給する場合においては100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。	(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、<u>12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。</u> <u>ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u>

	<u>(期末手当の内払)</u> <u>2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和6年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u>
--	--

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表(第2条改正)

現行	改正後(案)
(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。	(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。

討論順序

区分	順	討論者	賛	成	反	対
議員 提案 議案	1	松山議員			議第 1 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例	

採決順序

1 議 案【起立表決】

順	議案番号	議案内容（略）	採決対象	単独・一括
1	第1号～第5号、 第23号～第29号	【予算】 一般補正（第4号）、介護補正（第2号）、水道補正（第2号）、下水道補正（第1号）、病院補正（第1号）、一般補正（第5号）、国保補正（第1号）、介護補正（第3号）、後期高齢補正（第1号）、水道補正（第3号）、下水道補正（第2号）、病院補正（第2号）	委員長報告のとおり	12件一括
2	第6号～第8号、 第31号、第32号	【条例】 職員等の旅費、交流会館、かめおか乳幼児教育センター、一般職員の給与、会計年度任用職員の給与及び費用弁償	//	5件一括
3	第30号	特別職の職員で常勤のものの給与	//	単独
4	第9号～第22号	【その他】 指定管理者の指定（12件）、財産の無償譲渡、財産の取得	//	14件一括

2 人事議案【簡易表決】

順	議案番号	議案内容（略）	採決対象	単独・一括
1	第33号	固定資産評価審査委員会委員の選任	同意すること	単独

3 議員提案議案【起立表決】

順	議案番号	議案内容（略）	採決対象	単独・一括
1	議第1号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等	原案のとおり	単独